

第8次医療計画策定に向けた骨子検討シート（第2部第1章第2節 医療DXの推進）

1 デジタル技術を活用した医療情報等の共有

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）

（現状）

- 都内の病院・診療所における電子カルテ導入の状況
 - ・病院:48.7%（311/638）診療所:44.2%（6,141/13,889）（厚生労働省「令和2年医療施設調査」）
 - ・病院:66.4%（235/354）診療所:53.0%（4,671/8,817）（東京都「医療機能実態調査（令和5年3月）」）
- 都内の病院における地域医療連携システムの導入状況
 - ・医療情報データをネットワークにより、他の医療機関等と連携して利用している病院 12.9%（82/638）（厚生労働省「令和2年医療施設調査」）
 - ・導入:17.5%（62/354）導入予定あり:10.5%（37/354）導入予定なし:72.0%（東京都「医療機能実態調査（令和5年3月）」）
- 国は、令和4年6月「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、「全国医療情報プラットフォーム*の創設」、「電子カルテ情報の標準化」、「診療報酬改定DX」を、行政と関係業界が一丸となって進める方針を示し、令和4年10月、総理大臣を本部長とする「医療DX推進本部」を設置
- 令和5年6月、医療DX推進本部は、「医療DXの推進に関する工程表」において、2024（令和6）年度中に標準型電子カルテの開発に着手（運用開始時期は未定）、遅くとも2030（令和12）年に、おおむね全ての医療機関での電子カルテ導入を目指す方針を公表

*オンライン資格等確認システムを拡充して構築される、保健・医療・介護情報の共有を可能にする基盤のこと。医療機関がオンライン資格確認等システムのネットワークを活用して、「電子カルテ情報共有サービス（仮称）」に登録した電子カルテ情報を、医療機関や薬局等の間で共有・交換する。国の工程表では、2024（令和6）年度中に、先行的な医療機関から順次運用を開始

（これまでの取組）

- 病院診療情報デジタル推進事業
 - ・200床未満の病院に対して、電子カルテ導入・更新経費等を支援
- 地域医療連携システムデジタル環境整備推進事業
 - ・電子カルテ情報の相互参照に取り組む病院・診療所に対して、相互参照に必要な地域医療連携システムの導入・更新経費等を支援
- 地域医療連携ネットワーク構築支援事業
 - ・東京総合医療ネットワークの構築等に係る経費を支援
- デジタル技術を活用した情報共有・多職種連携に取り組む区市町村を支援
- 東京都多職種連携ポータルサイトを運営し、地域の医療・介護関係者の情報共有を促進

課題

- デジタル技術を活用した医療情報等の共有
 - ・都民に、切れ目のない質の高い医療を効率的に提供するためには、医療機関間や医療・介護関係者間で、デジタル技術を活用した医療情報等の共有を進めることが必要
 - ・デジタル技術を活用し医療情報等を共有する地域医療連携ネットワークや、「電子カルテ情報共有サービス（仮称）」が効果的に機能するには、より多くの医療機関での電子カルテ導入が不可欠
 - ・高度医療施設の集積や発達した交通網、患者の広範な受療動向といった都の地域特性を踏まえ、広域でのデジタル技術を活用した医療情報の共有の取組を進めることが必要
 - ・デジタル技術を活用し、保健・医療・福祉関係者の情報共有の更なる充実や、入退院時等における地域の保健・医療・福祉関係者と病院の間の情報共有を促進することが必要
 - ・既存の地域医療連携ネットワークと、国が構築する「電子カルテ情報共有サービス（仮称）」では、共有可能な医療情報の範囲や情報の鮮度等に違いがあることから、医療情報の共有が、将来的に「電子カルテ情報共有サービス（仮称）」に集約されるか、今後の動向を注視していくことが必要

今後の方向性（取組の概要を含む。）

- デジタル技術を活用した医療情報等の共有の推進
 - ・デジタル技術を活用した医療情報等の共有に向けた医療機関の取組（電子カルテや地域医療連携システムの導入等）を支援
 - ・東京都医師会が構築・運用する都全域を対象とした地域医療連携ネットワーク「東京総合医療ネットワーク」の取組を踏まえ、「電子カルテ情報共有サービス（仮称）」などの取組を、東京都医師会と連携し推進
 - ・デジタル技術を活用した情報共有や、地域の保健・医療・福祉関係者と病院の連携を一層促進
 - ・国が進める全国医療情報プラットフォームの創設、電子カルテ情報の標準化、医療機関におけるオンライン資格確認や電子処方箋の運用等の動きを注視しながら、都の実情に合ったデジタル技術を活用した医療情報等の共有に係る取組を推進

目標

- 医療関係者等の間で、効率的かつ効果的に医療情報等が共有されることにより、安全で良質な医療が提供される。

想定する評価指標

- 病院における電子カルテ導入率（上げる）
- 診療所における電子カルテ導入率（上げる）
- ※国が掲げる「遅くとも2030年に、おおむね全ての医療機関での導入」を念頭に、毎年度の進捗により具体的な数値は、今後検討

2 質の高い医療提供体制の確保のための医療DXの推進

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）

（現状）

- 医療現場には、医師、看護師等の専門職種はじめ、人が対応・介在する業務が多く存在
- 医療の高度化、高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化への対応、令和6年度開始される医師の時間外・休日労働の上限規制への対応などが、求められている。
- 都における高齢人口及び生産年齢人口の推移（単位：万人）
 - ・今後生産年齢人口は減少を見据えた医療従事者の確保や対応が必要

	令和2年	2030年	2040年	
			対2030年増減	
高齢者人口	319	334	381	47
生産年齢人口	928	945	875	▲70

- 近年、技術進歩に伴い、オンライン診療その他遠隔医療、問診やカルテ入力等におけるAIの活用、オンライン・カンファレンスなど、医療現場へのデジタル技術の導入が注目されている。
- 新型コロナ感染拡大を契機として、情報通信機器を用いた診療（オンライン診療）が普及

オンライン診療に係る施設基準の届出受理医療機関数の推移

	H30	R1	R2	R3	R4	R5.7
オンライン診療料	108	200	593	1,051		
情報通信機器を用いた診療					915	1,715

注1 施設基準は、令和3年度まではオンライン診療料（再診のみ）、令和4年度からは情報通信機器を用いた診療（初・再診）
（備考）関東信越厚生局「届出受理医療機関名簿」より作成

（これまでの取組）

- オンライン医療相談・診療等環境整備補助事業
 - ・医療機関に対し、オンライン診療等に使用する情報通信機器等の導入経費を支援
- オンライン診療に係る都民及び医療機関への普及啓発事業（令和5年度）
 - ・医療機関向けセミナーの開催、都民向け普及啓発動画の作成等

課題

- 質の高い医療提供体制の確保のための医療DXの推進
 - ・限りある医療資源や人材を生かし、医療サービスの質の向上、医療従事者の負担軽減、業務効率化を図れるよう、医療DXを進めることが必要
 - ・患者の通院負担や通院に伴う感染リスクの軽減、医療資源の少ない地域における医療の確保等の観点から、対面診療とともにオンライン診療等を利用可能な環境を整備していくことが必要

今後の方向性（取組の概要を含む。）

- 質の高い医療提供体制の確保のための医療DXの推進
 - ・医療サービスの質の向上や、医療機関における業務効率化・人材の有効活用につながるデジタル技術、AIを活用する取組を推進
 - ・地域の実情や疾病などの特性に合ったオンライン診療や遠隔医療等の活用を推進

目標

- 医療DXの推進により、サービスの質が確保されかつ持続可能な医療提供体制を構築する。

想定する評価指標

設定なし